

特定非営利活動法人OIKOS定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人OIKOSという。英語表記は OIKOS とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を~~三の法人は~~、主たる事務所を東京都杉並区高井戸西三丁目4番22-314号 プラウド杉並高井戸に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、子どもたちが、安心して集い、継続的に関わることのできるオフラインの居場所を提供する。そして子どもが気軽に話すことのできる年齢の近い学生とのつながりを広げることにより、子どもの孤立の緩和及び健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども及び若者のオフラインの居場所づくりに関する企画、運営又は運営支援事業

- (2) 子ども及び若者の居場所に関する普及啓発活動
- (3) 子ども及び若者の居場所に関連する調査研究等
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会費は当面徴収しない。将来、会費を徴収する場合は、その額及び納入方法を総会の議決で定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	古 川 陽 登
副理事長	伊 藤 碧 透
理 事	福 原 桃 花
監 事	萱 萱 原 大 智

3 この法人の設立当初の役員⁹の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和⁹年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初⁹の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和⁹年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人は、会費を徴収しない。ただし、会費を徴収する必要が生じたときは、総会の議決により別に定める。

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 OIKOS

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

No.	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	フルカワハルト		無	理事長
		古川陽登			
2	理事	イトウアオト		無	副理事長
		伊藤碧透			
3	理事	フクハラモカ		無	
		福原桃花			
4	監事	カヤハラダイチ		無	
		養原大智			
5		菅			
6					
7					
8					
9					
10					

6
2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 OIKOS

1 事業実施の方針

本法人は、人生に希望を抱けていない子どもたちを中心に、子ども及び若者が安心して集い、継続的に関わることのできるオフラインの居場所づくりを推進する。あわせて、子どもが気軽に話すことのできる年齢の近い学生とのつながりを広げ、子どもの孤立の緩和及び健全な育成に寄与することを目的とする。

具体的には、学生が中心となって居場所を企画し、必要に応じて自らモデル拠点として運営する一方、地域の担い手が立ち上げて継続できるよう、立ち上げ手順、役割分担、研修、運営ルール、関係機関連携等の仕組みを整え、伴走支援を行う。実施場所は大学施設に限らず、地域の既存資源を活用するが、大学施設を用いる場合は大学及び大学生協等と協議の上、施設利用及び運営条件を確認し、適切な体制で実施する。加えて、居場所の意義に関する普及啓発と、活動の振り返り及び改善のための調査研究を行い、居場所の質と継続性の向上を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1800】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども及び若者の居場所づくりの企画、運営支援	学生が中心となり、子ども及び若者が安心して過ごせるオフラインの居場所(通称 ゆーすぽつ)を企画し、モデル拠点として定例開催する。会話、遊び、学び等を子どもの状況に応じて組み合わせ、年齢の近い学生との自然な関係づくりを促す。安全衛生、見守り、個人情報、緊急時対応、記録を整備し、必要時は社協、学校、自治体等の関係機関につなぐ。	通年	各大学キャンパス	学生20名 スタッフ2名 ツフ/回	主として子ども及び保護者	当初：のべ1,200人(50人回×12回) 見込：のべ3,000人(+3点時)	1550
子ども及び若者の居場所に関する普及活動	居場所の意義と、年齢の近い学生が関わる価値を発信する。活動報告、説明資料の整備、関係者向けの共有会を実施し、取り組みの理解と協力を広げる。	通年	事務局・オンライン	運営2名	地域、大関係者、支援者	のべ500人	150
子ども及び若者の居場所に関する調査	参加継続、安心感、話せる相手の実感を把握し、年度内に振り返りの手順を固め、改善の実施記録	通年	事務局・オンライン	運営2名	加盟・連携関係者(教職員・学生)	のべ30人	100

	残す。				パー等)		
--	-----	--	--	--	------	--	--

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

7
2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 OIKOS

1 事業実施の方針

2026年度は、2025年度のモデル拠点運営で整えた運用手順を基礎に、開催の安定化と安全運用の徹底を進める。あわせて、関係者の理解と協力を広げる普及啓発を強化し、活動の振り返りを継続して実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【858】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども及び若者の居場所づくりに関する企画事業	モデル拠点を継続しつつ、拠点を追加する。安全運用の基準と研修の強化し、関係機関との連携体制を整える。	通年(各拠点月1回)	既存拠点追加(協議の上実施)	学生20名 スタッフ2名/回	主として10代の子ども及び保護者	のべ2,400人(50人×12回×4拠点想定)	3,700
子ども及び若者の居場所に関する活動	活動報告の充実、説明会の開催、共有の理解と協力を図る。	通年	各拠点近隣	運営2名	地域、関係者、支援者	のべ1,500人	450
子ども及び若者の居場所に関する調査研究等	成果指標の運用、改善の記録化、年度末の簡易報告の作成を行う。	通年	事務局・オンライン	運営2名	運営関係者	のべ60人	250

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人OIKOS

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	700,000	700,000
3	受取助成金等 受取補助金	1,270,000	1,270,000
4	事業収益 事業収益 事業収益		0
5	その他の収益 受取利息		0
経常収益計			1,970,000
【B】	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 食材等購入費 現場消耗品費 保険料 旅費交通費 調査関連費 予備費 研修費 謝金等 会場関連費 印刷 広報費	700,000 160,000 100,000 120,000 60,000 310,000 220,000 120,000 10,000	1,800,000
事業費計			1,800,000
2	管理費		
	(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 通信費 事務消耗品費 会計関連費	40,000 30,000 30,000	100,000
管理費計			100,000
経常費用計			1,900,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			70,000
【C】	経常外収益		
	固定資産売却益 過年度損益修正益		
経常外収益計			0
【D】	経常外費用		
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			70,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④ 前期繰越正味財産額・・・⑤		70,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤			0

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 OIKOS

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	1,200,000	1,200,000
3	受取助成金等 受取補助金 受取協賛金	3,500,000 370,000	3,870,000
4	事業収益 事業収益 事業収益		0
5	その他の収益 受取利息		0
	経常収益計		5,070,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	250,000	250,000
(2)	その他経費 食材等購入費 現場消耗品費 会場関連費（利用料、備品等） 保険料（参加者、ボランティア等） 旅費交通費 研修費、謝金（外部講師等） 印刷費 広報費（制作、配信等） 通信費（事業実施分） 調査関連費（アンケート等） 業務委託費（必要最小限） 予備費	1,900,000 420,000 280,000 240,000 260,000 420,000 80,000 180,000 70,000 150,000 260,000 140,000	4,400,000
	事業費計		4,650,000
2	管理費		
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
(2)	その他経費 法定福利費（上記人件費に係る分） 地代家賃（事務局費用、保管費等） 水道光熱費 通信費（管理分） 会議費（理事会、総会運営等） 旅費交通費（管理分） 支払手数料（振込、決済等） 会計、税務関連費（会計ソフト等） 法務、登記等（相談、手続） 印刷、消耗品費（管理分） 予備費	30,000 60,000 20,000 40,000 20,000 20,000 15,000 60,000 30,000 25,000 30,000	350,000
	管理費管理費合計	600,000	350,000
	経常費用計		5,000,000
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		70,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益 過年度損益修正益		0
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前	当期正味財産増減額①+②・・・③		70,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越	正味財産額③-(④)+⑤		0

特定非営利活動法人OIKOS

設立趣旨書

1. 設立の趣旨（背景・課題認識）

日本では、子どもの相対的貧困、孤立、安心して過ごせる居場所の不足が続いています。学校外で頼れる大人や身近な先輩像と出会えず、学びや体験の機会が限られ、自分の将来に希望を描きにくい子どもがいます。

私たちは、子どもが安心して集い、また来たいと思えるオフラインの居場所と、子どもが気軽に話せる年齢の近い学生等とのつながりを増やすことが、制度の手前で子どもと家庭を支える力になると考えています。居場所づくりは、大学等の教育機関に限らず、地域の既存資源を活用して実現できますが、継続性と安全性を担保するための手続、基準、役割設計、連携が不足している現場も少なくありません。

そこで本法人は、居場所づくりに意欲のある学生に対して、立ち上げから運営、継続までを支える伴走支援と仕組み化を行い、子どもが希望を取り戻す機会が地域に増える状態をつくります。

2. 目的

本法人は、子どもたちが、安心して集い、継続的に関わることのできるオフラインの居場所を提供します。そして子どもが気軽に話すことのできる年齢の近い学生とのつながりを広げることにより、子どもの孤立の緩和及び健全な育成に寄与することを目的とします。

3. これまでの活動実績（母体の取り組み）

本法人の母体となる活動として、路上生活者への炊き出しを新宿で継続的に実施し、大阪の西成でも月次で実施してきました。あわせて、荒川区において学生のみで子ども食堂を運営してきました（2023年11月から継続）。また、大学内での実施に向けて、東京大学及び慶應義塾大学での実施準備を進めてきました。これらの現場で得た学びとして、年齢の近い学生が関わることで子どもの心理的な壁が下がり、遊びや学び、相談が自然に混ざり合う一方、年齢や発達段階に応じた場の設計と、安全と信頼を担保する仕組みが不可欠であることを確認しました。

4. 主な事業の内容（概要）

- ・子ども及び若者のオフラインの居場所づくりに関する企画、運営又は運営支援事業

学生が中心となって、子ども及び若者が安心して過ごせる居場所を企画し、必要に応じて自ら運営するとともに、各地域の担い手が立ち上げて継続できるよう伴走支援を行う。具体的には、開催設計、役割分担、運営手順、引き継ぎ、資金調達、関係機関との連携など、継続に必要な仕組みを整備する。拠点での活動は、食事、学習、遊び、対話の機会などを地域の状況に応じて組み合わせ、子どもが気軽に話せる関係性を育むことを重視する。大学キャンパス等の施設を活用する場合は、大学及び大学生協等と協議の上、施設利用許可、衛生管理等の条件を確認し、適切な運営体制を整えた上で実施する。また、活動中に支援が必要と判断される場合には、社協、学校、自治体、専門機関等につなぐための連携体制を整える。

- ・子ども及び若者の居場所に関する普及啓発活動

子ども及び若者の居場所の重要性と、年齢の近い学生が関わる意義を広く伝えるため、活動報告、説明会、研修会、発信物の作成等を行う。あわせて、居場所運営に必要な基本的な考え方や実践知を整理し、地域の団体や関係者が取り組みやすくなる情報提供を行う。

- ・子ども及び若者の居場所に関連する調査研究等

居場所の質と継続性を高めるため、参加者の声の収集、活動の振り返り、運営上の課題分析等を行い、改善に反映する。調査研究の実施にあたっては、個人情報保護及び安全配慮を徹底し、必要に応じて

専門家や関係機関の助言を得る。得られた知見は、事業改善及び普及啓発に活用する。

- ・その他目的を達成するために必要な事業

上記の各事業を推進するため、関係機関との連携強化、協力者の開拓、ネットワークづくり、運営者向けの学び合いの機会の設計などを行う。

5. 期待される効果

子ども：安心できる拠点が増える。相談できる関係性を持てる。体験できる機会が増える。

学生：社会課題に挑む実践の場、リーダーシップとコーディネーション力の成長。

6. 設立に至った経緯

炊き出しや地域の子ども食堂の実践、及び大学内での実施準備を通じ、子どもが安心して集える居場所と、子どもが気軽に話せる年齢の近い学生等とのつながりが生まれる場の有効性を確認しました。一方で、継続的に運営するためには、担い手の育成、役割分担、衛生や安全の基準、記録、関係機関との連携などを、属人的な努力に頼らず仕組みとして整える必要があることを痛感しました。特に大学内での実施においては、大学生協との調整を通じて、施設利用や食事提供等に関する手続と合意形成が運営の要となることが明確になりました。そこで本法人は、単発の企画にとどまらず、法人格をもって資金、人材、基準、連携の基盤を整備し、居場所づくりに取り組む団体や関係者を支える伴走支援を継続的に行うため、特定非営利活動法人を設立します。

法人名の由来

法人名OIKOSは、ギリシャ語のoikos（家）に由来し、子どもが安心して戻れる居場所を地域に増やすという意思を表す名称として採用しました。

7. 将来の展望

初年度は、既存の活動の安定運営に加え、居場所づくりの標準資料と安全基準の整備、担い手育成の体系化、関係機関との連携の型づくりを行います。次年度以降は、地域の実情に応じた支援を拡充し、伴走支援の対象を広げ、資金調達が多様化を進めながら、居場所の質と安全と継続性を高める仕組みを普及させます。

2025年 8月 11日

設立代表者 古川陽登

氏名 古川陽登